

SSBJ 基準に沿った開示準備の “How to”

～ついに始まる法定サステナ関連開示～

今井 優里

1. 日本初のサステナビリティ開示基準の公表

2025 年 3 月、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）¹により、日本初のサステナビリティ開示基準（SSBJ 基準）が公表された²。金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」の議論によれば、東京証券取引所のプライム市場に上場する企業の一部は、早くも 2027 年度 3 月期開示に、遅くとも 2030 年代には SSBJ 基準に沿った開示が義務付けされることになりそう³。SSBJ 基準の公表は、多くの日本企業の注目を集めたが、それはこの義務化によるものだ。今までの任意のサステナビリティ関連情報開示に用いられてきた TCFD 提言等とは異なり、SSBJ 基準は義務化を見据えた開示基準として登場したのである。

多くの企業担当者は、SSBJ 基準を読み進めている最中だろう。このような状況を踏まえ、SSBJ は企業担当者が SSBJ 基準の理解を深めるのに有用な「SSBJ ハンドブック」や「補足文書」等の文書を公表している。

しかし、公式、非公式にかかわらず基準に対する理解を深めるための情報は豊富となってきた一方、企業の実務担当者が「どのように開示の準備をするか」を解説する情報は十分とは言えない状況だ。そこで本稿では、SSBJ 基準が要求する情報の概要とどのように SSBJ 基準に従った開示を準備するか、特に「今何をしておくべきか」という “How to” に焦点を当てた解説を行いたい。

なお、筆者は、今年 1 月まで SSBJ に出向しこの基準開発に関与していた者であるが、本稿の分析や解説は公開された資料のみを材料としたものであり、意見にわたる部分は筆者個人の見解である。

¹ 我が国の資本市場で用いられることを想定して、サステナビリティ開示基準の開発を行う組織。市場関係者から基準開発のための体制整備の必要性等が示されたことを踏まえ 2022 年に設立された

² サステナビリティ基準委員会「サステナビリティ委員会がサステナビリティ開示基準を公表」より

https://www.ssb-j.jp/jp/ssbj_standards/2025-0305.html

³ 金融庁金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（第 3 回）「事務局説明資料」より

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sustainability_disclose_wg/shiryoku/20240628.html

2. SSBJ 基準が開示要求する情報の概要

SSBJ は、「企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会（サステナビリティ関連のリスク及び機会）に関する情報」の開示を「サステナビリティ関連財務開示」とし、当該情報の開示を要求するため、3 つの基準を公表した。

「サステナビリティ開示基準の適用」（適用基準）では、開示に関する基本的な要求事項が定められている。例えば、「サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同時に報告しなければならない（適用基準第 67 項）」と定められている。

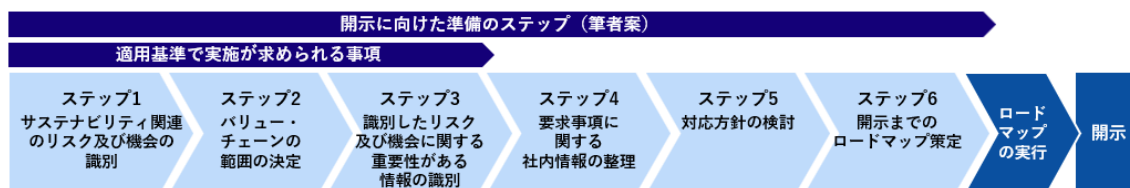
また、「一般開示基準」（一般基準）及び「気候関連開示基準」（気候基準）では、SSBJ 基準が開示を要求する「サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報」の具体的な内容が定められている。一般基準にはサステナビリティ全般に関する要求事項が定められ、気候基準には、一般基準とは別に気候関連に関する具体的な要求事項が定められている。いずれの基準も、要求事項が 4 つのコア・コンテンツ（「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」ならびに「指標及び目標」）に分類されている。

したがって、企業は開示にあたり、適用基準に示される基本的な要求事項に従いながら、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報について、一般基準又は気候基準で定められる要求事項に沿って、開示することになる。

3. どのように開示準備を進めるか

では、企業は何をサステナビリティ関連のリスク及び機会として識別し、何をサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報として開示すべきなのか。これには、企業ごとの判断が求められる。まさにこの判断のプロセスが、どのように開示の準備を進めるかのポイントである。なぜなら、この判断により準備に向けた大まかな工数を見積もることができるためだ。

そこで、本稿では、開示準備のステップを図 1 のように整理した。ステップ 1～ステップ 3 は、適用基準でサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示するにあたり実施することとして定められた内容で、筆者が開示準備のステップとして織り込んでいる。ステップ 4～ステップ 6 は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を識別した後の実務で想定される準備のステップである。以下、ステップごとに解説する。

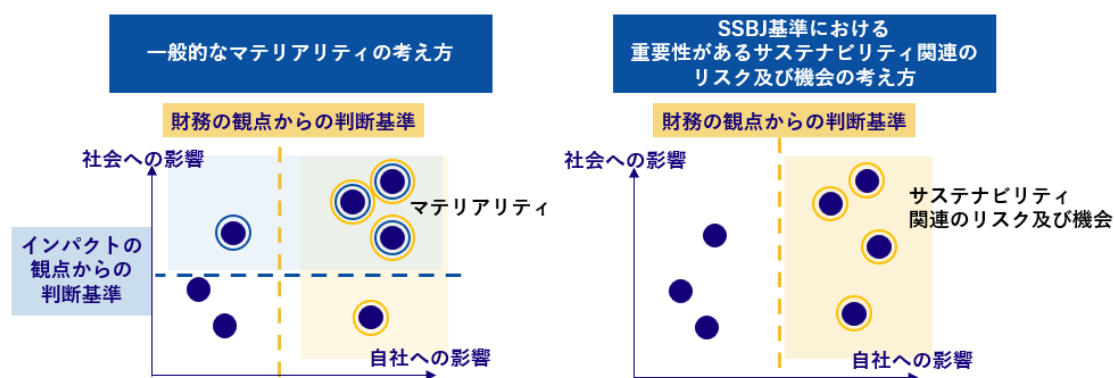


<図 1：開示に向けた準備のステップ（筆者案）>

3.1. ステップ1：サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別

まず、ステップ1でサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する。ここで識別されるのは、「気候変動による影響」や「生物多様性の損失」といった粒度のリスク及び機会である。適用基準では、このステップで参照すべき「ガイダンスの情報源」が指定されている。なお、「ガイダンスの情報源」は、参照する文書等のことを指している。つまり、企業は適用基準で指定される文書等を参照し、自社に関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会の候補を洗い出し、その中から自社にとって重要性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する。SSBJ基準では、「重要性がある」とは、投資家等の財務報告書の主要な利用者が行う意思決定に影響を与えると合理的に見込み得る、つまり財務的に影響を与え得る情報のことをいう。したがって、このステップでは、企業のB/S、P/L、C/Fに重要な影響を与え得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別することになる。

ここで、一部の読者は、自社が掲げるマテリアリティとSSBJ基準におけるサステナビリティ関連のリスク及び機会との違いが気になるのではないだろうか。本稿執筆時点では、多くの企業が、自社への影響と社会への影響の2軸でリスク及び機会をマッピングし、重要度が高いとされる部分にあるものをマテリアリティとして識別している。いわゆる、財務とインパクトの観点で重要性を判断する「ダブル・マテリアリティ」で識別されたものである。一方、SSBJ基準では、前述のとおり、財務的影響が大きいことを重要性があるとする「シングル・マテリアリティ」を基礎としている。そこで、マテリアリティとサステナビリティ関連のリスク及び機会の考え方を示すと図2のようになる。理論的には、ダブル・マテリアリティで判断したマテリアリティは、シングル・マテリアリティで判断したサステナビリティ関連のリスク及び機会と数が異なる可能性がある。



＜図2：マテリアリティとサステナビリティ関連のリスク及び機会の比較＞

したがって、現在のマテリアリティを活用してサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する場合は、既存のマテリアリティを検討した際の社内資料を再度確認し、シング

ル・マテリアリティで重要性の判断を行った場合のサステナビリティ関連のリスク及び機会の再確認が求められる。この際留意が必要なのは、前述した通り、サステナビリティ関連のリスク及び機会の候補の洗い出しに、適用基準で指定されるガイダンスの情報源を用いているかどうかを確認することである。用いていない場合は、当該情報源を改めて確認し、サステナビリティ関連のリスク及び機会を見直さなければ、SSBJ 基準の要求事項を充足できていないとみなされる可能性がある。

ステップ 1 で識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会の数は、この後の工程の工数に大きく影響を与える。そのため、「重要性がある」の判断基準をどの程度とするかを注意深く検討することを推奨する。

3.2 ステップ 2：バリュー・チェーンの範囲の決定

ステップ 1 で識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれについて、バリュー・チェーンの範囲を決定する。このステップでは、「合理的で裏付け可能な情報を用いなければならない」という一種の緩和措置の定めが適用されている。つまり、網羅的に最上流にあたる個別の事業者までさかのぼることや、最終消費者のそれぞれまで辿ることは要求されていない。実務的には企業は、上流、自社及び下流の大まかな商流を把握し、どこにサステナビリティ関連のリスク及び機会のホットスポットがあるかを確認し、サステナビリティ関連のリスク及び機会の認識の疎漏がないかを再確認することになるだろう。この際、サステナビリティ関連のリスク及び機会ごとで影響を受けやすい地域や業種が異なるため、その観点も含めてバリュー・チェーンの範囲を決定するとよい。例えば、気候変動と人権では、ホットスポットが異なり、範囲の対象とするバリュー・チェーンが異なることが考えられる。

なお、ステップ 1 で判断基準をどの程度とするかを注意深く検討することを推奨した一つの理由は、サステナビリティ関連のリスク及び機会の数に応じて、ステップ 2 の工数が増えるためである。

3.3 ステップ 3：識別したリスク及び機会に関する重要性がある情報の識別

ステップ 3 では、ステップ 1 で識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報を識別する。SSBJ 基準では、情報に重要性がない場合、SSBJ 基準が要求する情報であっても当該情報を開示する必要はない（適用基準第 22 項）とされているため、このステップで、基準の要求事項のうち開示する・しないを識別することになる。

企業は、各リスク及び機会について具体的にどのような情報を開示するかを候補を洗い出すために、ステップ 1 と類似する「ガイダンスの情報源」を参照し、その中で重要性がある情報を識別することになる。例えば、企業がステップ 1 でサステナビリティ関連のリスク及び機会として「気候変動による影響」を識別した場合、ステップ 3 では、気候基準を適用したうえで、SASB スタンダードで示される気候関連の指標の適用可能性を考慮する。な

お、本稿執筆時点では、SSBJ 基準において気候基準以外には具体的なテーマ別基準が開発されていないため、「生物多様性」や「人的資本」に関して開示する場合は、一般基準を参照し、ガイダンスの情報源で指定される文書を参照する。ここでは、ガイダンスの情報源の定めに従い、SSBJ 基準と矛盾しない範囲で CDSB フレームワークや GRI スタンド等

を参照し、適用可能性を考慮し、具体的にどの情報を開示するかを検討することもできる。「矛盾しない範囲で」というのは、文書に含まれる情報のうち、SSBJ 基準の考え方と一致しない要求事項は用いないことを意味する。具体的には、インパクトの観点を重視する GRI スタンド等には、財務の観点で重要性がない情報が含まれる可能性があり、該当する要求事項は開示に用いることができない。

識別したリスク及び機会に関して、開示する情報の候補を識別した後、企業は、それぞれの情報に重要性があるかの判断を行う。例えば、SASB スタンド等で示される指標の一部に重要性がないと判断すれば、企業は当該指標を開示する必要はない。

なお、ステップ 1 で判断基準をどの程度とするかを注意深く検討することを推奨したもう一つの理由は、識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会の数に応じて、ステップ 3 で識別される企業が開示する情報が増え、ステップ 4 以降の社内準備にかかる工数が増えるためである。

3.4 ステップ 4：要求事項に関する社内情報の整理

ステップ 3 で、企業が開示すべき情報の抽出ができた。ステップ 4 では、ステップ 3 で識別した開示すべき情報について、社内に情報があるかを確認する。将来的にサステナビリティ関連財務開示が、保証の対象となることを想定すると⁴、SSBJ 基準の要求事項ごとに、一対一対応で社内情報の有無を確認するのがよいだろう。また、今後の開示にあたり、各情報の所管部を確認することも有用だろう。このステップで、既に要求事項を充足している部分、追加的な対応が必要な部分が判明する。

3.5 ステップ 5：対応方針の検討

ステップ 5 では、ステップ 4 で整理した社内情報と要求事項を充足するためのあるべき姿を比較し、どのようにギャップを埋めるかの対応方針を検討する。例えば、現在開示していない指標を今後開示することが見込まれる場合、データ収集の体制を確立する必要があることや、既に開示している指標でも報告企業に含めるべき子会社が含まれていない場合は、当該子会社から追加的な情報収集の必要がある等である。この整理を踏まえ、ギャップ

⁴ 金融庁金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(第 5 回)「事務局説明資料」より

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sustainability_disclose_wg/shiryoku/20241202.html

を埋めるための工数や難易度に応じ、対応する優先順位を検討する。これらの整理は、ステップ4と同様に、要求事項ごとに、一対一対応で確認することで、対応漏れを防ぐことができるだろう。また、このステップにおいて、経過措置を適用するかどうか等の開示方針の検討を行い、社内の負担を分散することも考えられる。

3.6 ステップ6：開示までのロードマップ策定

最後に、ステップ6にて、開示までのロードマップを検討する。ここでは、ステップ5で検討した優先順位と対応方針を踏まえ、開示までの準備期間の対応スケジュールを定める。

冒頭に記載した通り、企業によって開示義務化までの準備期間が2年を切っている場合と、5年以上ある場合がある。企業がおかれる状況に応じて、開示情報を揃えるゴールのタイミングは異なるが、いずれの企業においても、ステップ1～5を進め、大まかな工数を把握したほうがよい。これにより、準備期間が短い企業は、自社が今から急いで情報を収集する必要があるのか、一定程度余裕を持った対応ができそうなのかがわかる。また、準備期間に余裕がある企業でも、早期に工数を把握することで、いつごろから準備を始めるべきかを明確化し、社内体制を整えておくことができる。

4. おわりに

本稿では、どのように開示の準備を進めるかに焦点を当てて解説した。ステップ1～6までを着実に進めることで、企業担当者が進むべき開示までの道筋が明らかになる。このステップを早い段階で実施し、開示準備を進めることで開示義務化までの準備期間を有効に使い、開示に必要な社内体制整備を進めることができるはずだ。さらには、開示義務化を一つの好機ととらえ、この準備期間に自社の戦略がサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処できているかを点検し、対応施策の見直しを進めれば、それはサステナビリティ観点からの経営強化となることだろう。

今後の法定開示に備える企業担当者の皆様に、本稿をお役立ていただけると幸いである。

以上